

第4款 単位認定・成績評価に関する規定

(科目等の履修)

第14条 本校が定めた教育課程の中から、必履修科目及び総合的な探究の時間を履修し、特別活動に参加するものとする。

(単位の修得)

第15条 本校が定めた教育課程の中から、卒業までに高等学校学習指導要領に定める必履修科目及び総合的な探究の時間を含む74単位以上を修得するものとする。

(単位の認定)

第16条 単位認定は、単位認定会の審議を経て校長が決定する。なお、原則として、次に掲げる基準に達しないときは、単位を与えることはできない。

- 2 添削指導のための添削課題(以下「添削課題」という。)を定められた枚数提出していない場合。
- 3 面接指導が定められた回数を満たしていない場合。
- 4 定められた回数の試験を受験していない場合。
- 5 入学年度ごとに定められた基準による学習成績の評定が「1」の場合。
- 6 単位認定会までに当該年度の生徒納付金が完納されていないとき。

(学習評価)

第17条 学習評価は、添削指導、面接指導及び試験により行う。

- 2 成績の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点から行う。
- 3 各観点の評価は、各教科・科目担当者がその特性に鑑みて、責任をもって行う。例えば、事前に以下のように明確にしておくこと。
 - (1) 「知識・技能」の評価は、その習得の確認を目的として、主に添削課題と試験によって行う。
 - (2) 「思考・判断・表現」の評価は、口頭表現、記述、協働的活動によるものとし、主に添削課題と面接指導によって行う。
 - (3) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、学習に対する主体性の向上を目的とし、主に添削課題と面接指導によって行う。
- 4 試験は、100点満点で実施する。実習・実技を伴う教科・科目は、この限りではない。
- 5 年度末評価は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度及び人間性等」の各観点をそれぞれ100点満点で評価する。

なお、各観点の評価評定は下記の表のとおりとする。

評 定	A	B	C
評 價	100～75	74～50	49～1

6 各教科の特性に応じて各観点の配分割合を定め、配分に応じて前項に規定する年度末評価とする。

- (1)国語 知技(35):思判(35):主体(30)
- (2)地歴公民 知技(30):思判(30):主体(40)
- (3)数学 知技(35):思判(35):主体(30)
- (4)理科 知技(40):思判(30):主体(30)
- (5)保健体育 知技(30):思判(30):主体(40)
- (6)芸術科 知技(40):思判(30):主体(30)
- (7)外国語 知技(30):思判(40):主体(30)
- (8)家庭科 知技(30):思判(30):主体(40)
- (9)情報 知技(30):思判(30):主体(40)
- (10)学校設定科目
 - ①専門体育 知技(30):思判(30):主体(40)
 - ②文化芸術 知技(25):思判(25):主体(50)
 - ③e スポーツ 知技(30):思判(30):主体(40)
 - ④クリエイティブデザイン 知技(30):思判(30):主体(40)
 - ⑤プログラミング 知技(30):思判(30):主体(40)
- (11)自立活動 課題提出・面接指導・学習状況を総合的に判断して単位の修得を認定する。

7 年度末評価の5段階評定については、以下のように換算する。

5段階	5	4	3	2	1
学習評価点	100～80	79～60	59～40	39～30	29～0

8 年度末評価の5段階成績評定が「2」以上のとき、職員会議を経て校長がその科目の単位の修得を認定する。

(総合的な探究の時間の評価)

第18条 総合的な探究の時間の評価については、報告課題、面接指導の出席状況及び学習状況等を総合的に判断し単位の修得を認定する。

(追試験)

- 第19条 学習評価が未認定の者に対して、年度末に単位認定のための追試験を行うことができる。
- 2 成績不良による不合格者に対して、学年末までに追試験を実施することができる。
 - 3 正当な理由がなく、追試験の受験を放棄したときは単位不認定となる。
 - 4 特別な理由により受験できなかった場合は、単位認定会で審議のうえで、再受験を実施するかを決定する。
 - 5 追試験の結果が合格に至らなかった科目は、原則として単位不認定とする。

(試験における注意事項)

第20条

試験又は追試験において不正行為を行った者、及び不正行為と見なされる行為を行った者については、その試験期間において当該試験科目の得点を0点とする。

(再履修)

- 第21条 単位不認定科目は再履修することができる。ただし、添削課題数及び面接指導出席時間を持ち越すことはできない。

(その他の単位認定)

- 第22条 校長は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第97条の規定により、他の高等学校又は高等専門学校で修得した科目を本校で卒業するために必要な単位として認めることができる。

- 2 高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定」という。)に合格した場合は、本校教育課程内の教科・科目及び当該単位数に限り、合格科目の単位を認定することができる。
- 3 単位認定を希望する者は、高卒認定合格証明書を提出し、校長は、学年末の単位認定時にこれを認定する。ただし、評価は行わず指導要録備考欄にその旨を記入し単位数を記載する。
- 4 前項の単位認定は、所定の手続き後、単位認定会の審議を経て校長が認定する。
- 5 その他単位認定に関し前各項に該当しない事項については、単位認定会の審議を経て校長が決定をする。

(卒業の認定)

- 第23条 卒業の認定は、次に掲げる各号すべての条件を満たした者について、卒業審議に基づき校長が行う。
- 2 高等学校の在籍期間が通算して3か年(36か月)以上であること。
 - 3 必履修科目が全て履修されていること。
 - 4 修得単位数の合計が74単位以上であること。
 - 5 特別活動へ30単位時間以上の出席をした者であること。